

我が国における氏の制度の変遷

法務省 HP より <http://www.moj.go.jp/MINJI/minji36-02.html>

徳川時代

一般に、農民・町民には苗字＝氏の使用は許されず。

明治3年9月19日太政官布告

平民に氏の使用が許される。

明治8年2月13日太政官布告

氏の使用が義務化される。

※ 兵籍取調べの必要上、軍から要求されたものといわれる。

明治9年3月17日太政官指令

妻の氏は「所生ノ氏」(＝実家の氏)を用いることとされる(夫婦別氏制)。

※ 明治政府は、妻の氏に関して、実家の氏を名乗らせることとし、「夫婦別氏」を国民すべてに適用することとした。なお、上記指令にもかかわらず、妻が夫の氏を称することが慣習化していったといわれる。

明治31年民法(旧法)成立

夫婦は、家を同じくすることにより、同じ氏を称することとされる(夫婦同氏制)。

※ 旧民法は「家」の制度を導入し、夫婦の氏について直接規定を置くのではなく、夫婦ともに「家」の氏を称することを通じて同氏になるという考え方を採用した。

昭和22年改正民法成立

夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称することとされる(夫婦同氏制)。

※ 改正民法は、旧民法以来の夫婦同氏制の原則を維持しつつ、男女平等の理念に沿って、夫婦は、その合意により、夫又は妻のいずれかの氏を称することができるとした。